

平成23年11月25日

滋賀県知事 嘉田由紀子 様
琵琶湖レジャー利用適正化審議会委員 各位

FLB びわ湖自然環境ネットワーク
代表 寺川 庄蔵

琵琶湖レジャー利用適正化に関する再提案書

びわ湖自然環境ネットワークでは、平成23年3月の条例改正に際しては2サイクルエンジン禁止、プレジャーボート航行規制、リリース禁止の違反者に対しては即罰制を導入するなど大幅な条例強化を行うと同時に、利用者管理の徹底により、違反者を琵琶湖に入れない措置が必要であるとし、他のプレジャーボート関わる条例、指導要綱等の改正の必要性についても提案させていただきました。今般予定しているプレジャーボートの航行規制水域の指定においては、実効性のある水域指定が必要です。また、既に十二分な猶予と啓発期間、調査検討期間はおきましたのでレジャー利用適正化基本計画の改定においては、調査や検討ではなく「琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立」に向け、法、条例を守らない者は退場させる毅然とした対応するための“実行”計画の策定が必要ですので以下、再度具体的な提案を行います。

記

○プレジャーボートの航行規制水域の指定について

1. 琵琶湖全域の湖岸を350mはプレジャーボート航行禁止水域に指定すること。

理由：各種条件での部分指定をさらに増やした場合、現行でもわかりにくいと指摘されている航行規制がさらにわかりにくくなる。これまでの事務局のよる利用者側にたった規制基準の“運用”を改め、条例の趣旨に沿った最大限に湖辺域の生活環境の保全、生態系の保護、適正な利用環境の確保の観点にたった“運用”を行い、原則琵琶湖全域の湖岸を350mはプレジャーボート航行禁止として、適正なマリナー業者等の施設からの入出艇区間のみを航路として設定する。これにより不適正な事業者および利用者（確信犯）を排除する。なお琵琶湖と共生するレジャースタイルを実践し湖辺域の生活環境の保全、生態系の保護を理解する利用者には何ら影響はでない。

○琵琶湖レジャー利用適正化基本計画について

1. 外来魚リリース禁止違反に対して罰則を設けること。

理由：十分な啓発周知期間をおいたが、未だにリリースが行われている。ボランティアが行う外来魚駆除釣り大会等となり、違反しても罰則がないために大人が故意にリリースしている現状では、青少年に与える悪影響ははかりしれない。法治国家においては条例違反を故意に行う確信犯に対しては厳罰化が必要。

2. ワーム等プラスチック製擬餌を使用禁止（罰則付き）にすること。

理由：湖上で喪失されるワーム類は大部分が回収不可能であり、分解しないものは湖底のゴミとなり毎年確実に蓄積し続ける。このままワーム類の使用を放置しては琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぎことができないため。また、プラスチック製擬餌使用は湖上でも現認可能（実効性あり）なため条例違反として取り締まることでリリースを故意に行う確信犯を減らす効果があるため。

3. エンジン付きプレジャーボートを段階的に削減すること。

手法：CO2排出量削減および世界遺産への登録に向け、段階的に出力規制を行うことでエンジン付きプレジャーボート数を削減する。

以上

- 添付資料① 8年間の全国各地のレジャー規制強化
添付資料② ワーム等の湖底沈着プラスチック製釣具は約10トン/年
添付資料③ 生分解性擬餌の危険性について

参考資料 ①

8年間の全国各地のレジャー規制強化

琵琶湖ルールが十分な猶予と啓発期間を取る間に、全国のレジャー問題発生地では無秩序レジャーに対して、リリース禁止に「罰則」導入、ワームの使用禁止プレジャーボート乗り入れ禁止、罰則付与等の厳しい規制が導入されている。

○ブラックバス等の外来魚のリリース禁止に罰則

水面漁場管理委員会指示

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定の、水産動植物の保護を図るため指示により次に掲げる水産動物は、採捕した河川湖沼及びこれと連続する水域に放してはならない。(1) ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。)(2) ブルーギルとし、委員会指示を守らない場合は、漁業法に基づき、一定の手続きを経て知事が指示を守るように命令を出し、その命令にも従わない場合には、懲役1年以下もしくは50万円以下の罰金が科される。平成11年の新潟県、平成15年秋田県、平成16年宮城県ほか長野、栃木、山梨、神奈川、岩手、広島などつぎつきに罰則付きのリリース禁止措置がとられている。

○プラスチック製ワームの使用禁止(遊漁規則)による環境負荷の削減

ブラックバスの漁業権を認められている四湖のうち、芦ノ湖(神奈川)が平成12年、河口湖が平成19年から禁止。西湖で平成20年禁止(残りは山中湖)
河口湖漁協として、環境のため将来を担う子供たちのため、また河口湖を愛するお客様のため、きれいな湖を残さなければならないと考えワーム禁止を決断

○水辺環境保全のため条例 プレジャーボート、車両等乗り入れ禁止

平成18年 本栖湖、支笏湖 プレジャーボートなどの動力船乗り入れ禁止 (自然公園法)

平成18年 淀川 自動車等乗り入れ禁止区域の指定 (河川法)

平成20年 鴨川 自動車等乗り入れ禁止区域の指定、花火、バーベキュー禁止 (条例)

○暴走水上バイク対策の条例 遊泳者等への危険行為の禁止 (道、県の条例)

条例で禁止される行為は、水上オートバイなど急旋回、蛇行する縫航、異常なスピードで疾走など、遊泳者等に危険を覚えさせるような操縦には5万円から50万円の罰金又は拘留等に処されます。 (山口、広島、岡山、愛媛、香川、岩手、北海道条例)

以下参考 滋賀県レジャー利用適正化基本計画

(イ) 外来魚の防除の推進

b 県においても、「滋賀県オオクチバス等防除実施計画」を取りまとめ、国の確認を受けたところであり、オオクチバス等の生息量ゼロを目指した取組を進めます。

(エ) 環境配慮製品の普及促進

b 環境配慮製品の普及について、市場の状況の調査や湖底等に放置された釣具(ワーム等)の実態調査を行い、また、琵琶湖周辺のレジャー活動に伴い湖中や湖辺で使用される用具に含まれる化学物質等の影響の把握に努めます。

ワーム等湖底沈着釣具の喪失量の試算は、約 10 トン/年

「琵琶湖に訪れる釣り人1人が1日に喪失する個数は0.1~2個/日が最も多く、全体の52.6%を占め、続いて3~5個/日(23.7%)、なくさない(17.1%)、約10個/日(3.9%)の順となり、これらを平均すると1.9個/日となる。この調査で回収したルアー1個の平均重量7.5g(2,531g/337個)、1年に琵琶湖を訪れる釣り人70万人(漁業センサスより推計)などの数値から1年間の喪失量を試算すると、133万個、約10トンとなる。」 (第9回 審議会資料③より)

⇒その後、県の取り組みの方向にある、琵琶湖全体の調査や影響や回収方法に検討が行われた形跡はなくワーム同様に放置状態では？その後も湖底のワーム類は増え続けている。

今後も増える琵琶湖の湖底のワーム！！



2010.10.18 MBS「琵琶湖に沈むワーム」

101018 琵琶湖を汚すモノ！ワーム問題 <http://www.youtube.com/watch?v=qcVHnt-MzGI>

バス釣りの盛んな河口湖等では既にワーム使用禁止！！

河口湖漁業協同組合 サイトマップ

[ホーム](#)
[トピックス](#)
[釣り案内](#)
[釣果情報](#)
[ポイントマップ](#)

ホーム>ワーム禁止について

ワーム使用禁止について

河口湖では平成19年5月1日よりワーム(軟性プラスチック製疑似餌及び合成素材付け餌を使用する)の採捕を禁止させていただきます

現在河口湖では、釣りで使用されていますワーム及び釣り糸類が散乱蓄積されています。このワーム類が分解されず残留蓄積され、湖に悪影響を及ぼしています。また、ニジマス等食用とされています魚類の腹部内にもあり、環境ホルモンの流出となり人体にも悪影響が考えられます。

このため、漁獲し、処理する際は、環境のため将来を担う子供たちのためにワーム禁止↑を決断

います。

ただ、スピナーベイト・ラバージグ・ホークリンド(天然素材のもの)は除外されていますのでいろいろな天然素材のものを工夫していただき、河口湖での釣りを楽しんでいただきたいと思います。勝手ではありますが思っております。

なにとぞご理解を頂き、皆様と一緒にきれいな湖にしていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします

生分解性疑似餌の危険性について

- ①企業ごとに研究されていて、さまざまな特性を持った有機化合物質が登場すると、生じる想定外の問題に対する対応は後手後手になる。
- ②主成分は炭素、酸素、水素で、分解すると水と二酸化炭素になるというのですが、そのほかの添加物については問題点も規制方法も未知なのではないでしょうか。
- ③一瞬で分解するのではないから、ぼろぼろの物や、ぶよぶよの物や、汚い破砕物が湖岸や湖底に散乱することになるのではないのでしょうか。
- ④そのような破砕物が魚などに食べられても問題はないのか？微小な碎片が貝類(ろ過摂食します)などに食べられても問題ないのか？
- ⑤分解する際に、酸素を消費するはずですが。陸上生態系とは異なり水界生態系ではもともと酸素が少なく、湖底や水中の酸素の浪費は貧酸素化につながる。
- ⑥安全な物だという思い込みから、安易に捨てたりすることへの罪悪感が無くなり、ますますマナーが悪くなるのでは。

琵琶湖のような閉鎖性の水域では予防の原則にたった対応が必要で、琵琶湖への環境影響、生態系への影響が調査されない段階での使用は危険であり、一見して生分解性のない擬餌との区別できないことを合わせると、少なくとも環境影響、生態系への影響、添加物や塗料等の安全性等が、科学的に立証されるまでは生分解性の擬餌も使用を禁止すべきと考える。

・・・

第19回「釣りビジョン」番組審議委員会議事録より抜粋

<http://www.fishing-v.jp/shingi/19.html>

社団法人日本釣用品工業会では、10年前に環境ホルモン等の疑いのある物質については使用しないという自主規制を決定致しました。

その後、釣り業界ではワーム問題に関する議論を続けてまいりましたが、明確な方向が示されない中、先ずはできることから取り組むこととし、財団法人日本釣振興会では、平成21年より以下のワーム問題に対する指針をまとめ、ホームページ上に掲載しています。

- ・ 湖底清掃の継続及び強化
- ・ ワーム使用の自粛・制限の広報
- ・ アングラーズバンドの拡販による湖底・海底清掃資金の捻出
- ・ 製造メーカーとの協働推進

また、社団法人日本釣用品工業会は、「魚によるワームの飲み込み試験とその影響評価」を研究機関に調査を依頼し、実験結果は以下の通りとなりました。

- ・ 塩ビワーム・生分解ワームともに半数以上の魚で4ヶ月後も体内(胃腸)に残存していた。
- ・ 胃腸の外見の変化(変色・タダレ等)は見られなかった。
- ・ すべての魚について、悪臭は確認されなかった。
- ・ 体内に残っていたワームは臭いがほとんどなく、ワームに添加されていた可塑剤やその他の添加材(味覚成分・油剤・臭い成分等)成分は体内から排出され、残っていなかった。

実験結果では、“胃腸にワームが残存していた問題”について、一部の樹脂材料を用いた製品での摂餌試験において全て排泄されたという結果もありました。また、社団法人日本釣用品工業会では、「ワーム環境協力シール」をワームのパックに貼り付け、消費者(メーカー)に応分の資金負担をお願いするシステムの運用を、2011年1月より開始いたします。ここで集められた資金は、財団法人日本釣振興会へ「湖底・海底清掃業務」として委託することになりました。